

①国名	Canada (CA) (カナダ)				
②名称	Innovation, Science and Economic Development Canada Canadian Intellectual Property Office (CIPO)				
③連絡先	Place du Portage 1, 50 Victoria Street, Gatineau, Québec K1A 0C9				
④連絡先	(電話) (1 866) 997 1936 (FAX) 1 819 953-CIPO (2476) (E-mail) ic.contact-contact.ic@canada.ca (internet) https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en				
⑤組織の長	Commissioner : Mr. Konstantinos Georganas				
⑥沿革	<p>(1) カナダ全土に及ぶ最初の特許法が 1876 年に制定され、1935 年にそれまでの法制が集大成された。(先発明主義、審査主義、抵触審査制度が採用されていた)</p> <p>(2) 1987 年に特許法の改正が行われ、先発明主義から先出願主義への移行、出願公開制度及び審査請求制度の導入、グレースピリオドの 1 年への短縮が行われた。</p> <p>(3) 1994 年に NAFTA 実施法にともなう改正が行われた。</p> <p>(4) 特許法 R. S. C. 1985、P-4 は 2005 年に改正が行われた。</p> <p>(5) 意匠法 R. S. C. 1985、I-9 は 2001 年に改正が行われた。</p> <p>(6) 商標法 R. S. C. 1985、T-13 は 2005 年に改正が行われた。</p> <p>(7) 特許法が 2017 年改正され、医薬特許の存続期間延長制度が導入された。</p> <p>(8) 商標法 2019 年改正され、マドプロ加盟、国際分類の採用、更新期限の 15→10 年等の改正がなされた。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権、半導体集積回路の回路配置の保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド [®] (原産地表示)
	1970/6/26	1928/4/10			
	ナイロビ [®] (オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1925/6/12	2019/7/30		1998/6/4
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2019/6/17			2014/8/13	2014/8/13
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1996/9/21			2018/11/5	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2019/6/17	1990/1/2		2019/6/17
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	1996/1/11		1995/1/1		

①国名	Canada (CA) (カナダ)					
①統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	34,564	37,155	38,051	35,619
		(内 外国出願)	30,112	32,445	33,487	31,522
		(内 日本から)	1,446	1,392	1,252	1,197
		(内 PCT)	27,580	30,383	31,603	29,221
	意匠	全数	6,187	7,052	6,846	6,986
		(内 外国出願)	5,487	6,388	6,143	6,251
		(内 日本から)	177	202	174	225
	商標	全数	69,944	82,082	70,570	69,169
		(内 外国出願)	41,973	52,482	47,497	45,498
		(内 日本から)	1,240	1,258	1,198	1,024
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	21,284	22,687	18,125	27,504
		(内 外国出願)	19,209	20,415	16,147	24,611
		(内 日本から)	1,203	1,172	864	1,272
		(内 PCT)	15,882	17,276	13,447	20,643
	意匠	全数	4,849	4,899	7,526	7,135
		(内 外国出願)	4,442	4,507	6,848	6,552
		(内 日本から)	178	184	154	201
	商標	全数	43,028	46,088	56,330	64,697
		(内 外国出願)	35,438	38,553	42,088	46,419
(内 日本から)		1,332	1,416	1,284	1,263	
(出典) : WIPO IP Statistics						

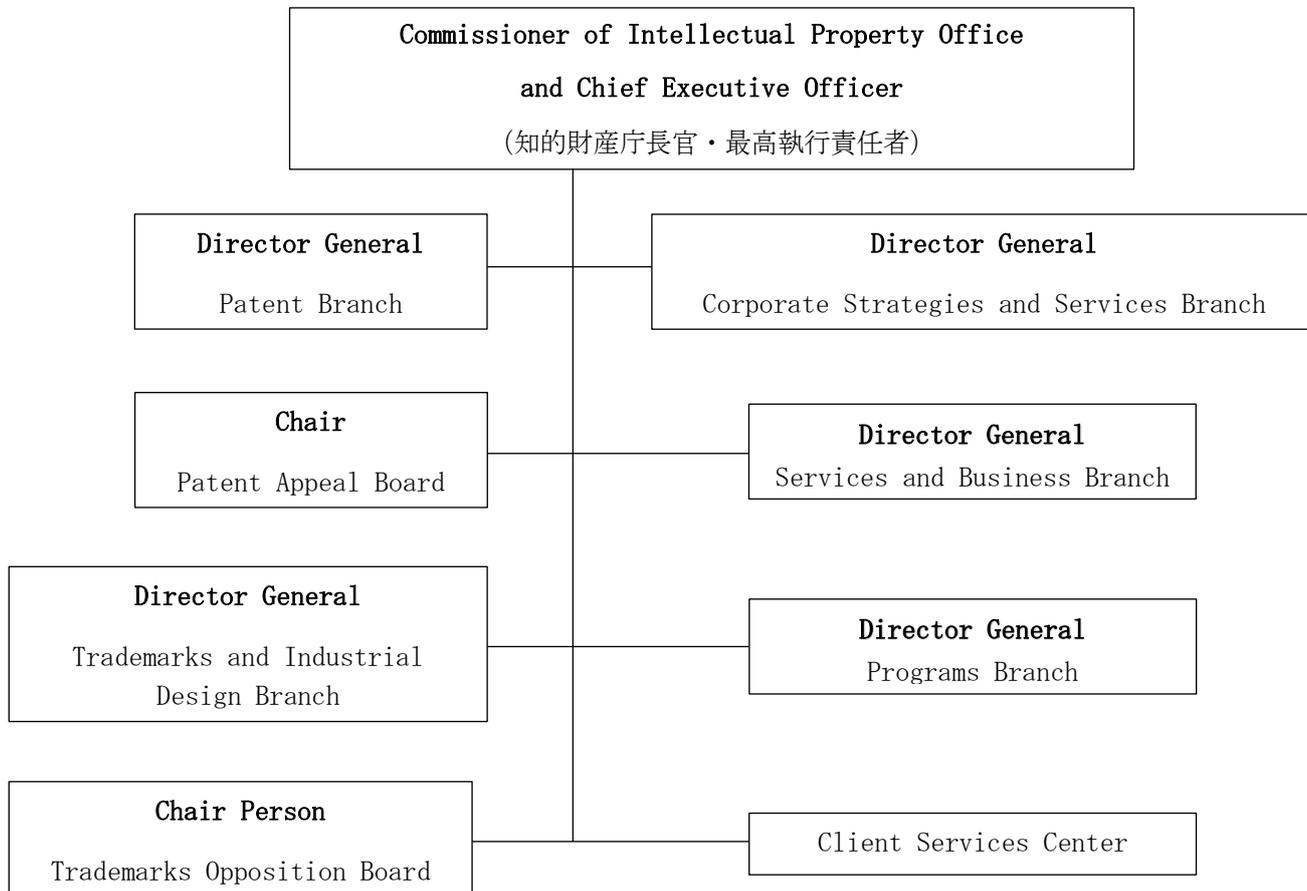
① 国名

Canada (CA)
(カナダ)

⑫ 組 織

<組織図> カナダ知的財産庁(CIPO)は、Innovation, Science and Economic Development (革新・科学・産業省)の下部組織である。

2024年10月28日現在



①国名	Canada (CA) (カナダ)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	特許法(2021年6月30日公布) 特許規則(2024年3月25日公布)
	③地理的効力の範囲	カナダ国内のみ(特許法第2.1条)
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)加盟国、USMCA加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第2条、第49条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。ただし、庁に対する業務を行う者にカナダ居住の要件なく、郵便宛先及び電子メール宛先の提出並びに庁による電子メール宛先の承認が必要。(特許規則第7条(1)、(2))
	⑦出願言語	英語、フランス語(特許規則第29条(1)(d))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	(1989年10月1日以後の出願) 出願日から20年 (特許法第44条、第45条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第28.2条)
	⑩グレース・リフト	有。次の事項が規定されている。(特許法第28.2条(1)(a)) ・出願人による、又は出願人から知得した者による発明の開示。この場合、期間は開示日から1年。
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。(特許法第27条(8)) ・単なる科学的原理又は抽象的定理
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査官に適切な理由がある場合、出願人に対して対応外国出願並びにその引用出願及びその手続に関する情報の提供を要求することができる。(特許規則第85条)。
	⑬審査請求制度の有無	有。何人も、審査請求を出願日から4年以内。(特許法第35条(1)、特許規則第81条(1)(a))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。何人も出願の優先審査が行われなければ、その者の権利が損なわれる可能性があることを説明する要求書を手数料とともに提出する。出願人は環境への影響を緩和すること又は自然若しくは天然資源を保全する理由でも優先審査が認められる。(特許規則第84条)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公衆の閲覧に供される。(特許法第10条(1)～(3))
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度ではないが、何人も特許出願に対して、特許出願の何れかのクレームの特許性に関連があると思われる特許及び刊行物を含む先行文献をCIP0長官に提出することができる。この際、提出者は当該先行技術との関連性を説明しなければならない。(特許法第34条(1)、(2))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許又は特許クレームの無効を、特許侵害訴訟における被告の抗弁事由として、又は利害関係人による連邦裁判所への申立として、主張することができる。後者の場合、申立人は特許権者の訴訟費用の担保を手続開始前に提出しなければならない。(特許法第59条、第60条)
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年の間に、特許権者又は実施権者は当該特許を、当該特許を利用する特許物品のカナダにおける需要を十分な程度に、かつ適切な条件で実施されない特許、又は、間接侵害となる虞のある特許について、CIP0長官は特許権の濫用として当該特許の強制ライセンスを命令することができる。(特許法第65条、第66条)

①国名	Canada (CA) (カナダ)																																		
特許制度	⑱費用 単位 CA\$ (カナダ・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] (手数料法 2024. 4. 1 公布に基づく 2025 年中に掛かる費用)</p> <table border="0"> <tr> <td>出願料</td> <td>579. 42 CA\$ (*1)</td> <td>234. 90 CA\$ (*2)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>1, 158. 84 CA\$ (*1)</td> <td>469. 80 CA\$ (*2)</td> </tr> <tr> <td>20 クレーム超付加料</td> <td>114. 84 CA\$/項(*1)</td> <td>57. 42 CA\$/項(*2)</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>434. 30 CA\$ (*1)</td> <td>176. 44 CA\$ (*2)</td> </tr> <tr> <td>20 クレーム超付加料</td> <td>114. 84 CA\$/項(*1)</td> <td>57. 42 CA\$/項(*2)</td> </tr> <tr> <td>100 頁超付加料</td> <td>8. 35 CA\$/頁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先審査請求料</td> <td>724. 54 CA\$</td> <td></td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用] 年金</p> <table border="0"> <tr> <td>3-5 年次</td> <td>130. 50 CA\$ (*1)</td> <td>58. 68 CA\$ (*2)</td> </tr> <tr> <td>6-10 年次</td> <td>289. 19 CA\$ (*1)</td> <td>104. 40 CA\$ (*2)</td> </tr> <tr> <td>11-15 年次</td> <td>362. 27 CA\$ (*1)</td> <td>130. 50 CA\$ (*2)</td> </tr> <tr> <td>16-20 年次</td> <td>651. 46 CA\$ (*1)</td> <td>264. 13 CA\$ (*2)</td> </tr> </table> <p>(注) *1 : Large entity 大規模事業体(従業員数が 100 人以上の組織) *2 : Small entity 小規模事業体(従業員数が 100 人未満の組織又は大学) 2025 年 1 月 1 日から 4. 4% 値上げされ、2026 年 1 月 1 日からは、さらに 2. 7% の値上げが予定されている。</p>	出願料	579. 42 CA\$ (*1)	234. 90 CA\$ (*2)	審査請求料	1, 158. 84 CA\$ (*1)	469. 80 CA\$ (*2)	20 クレーム超付加料	114. 84 CA\$/項(*1)	57. 42 CA\$/項(*2)	登録料	434. 30 CA\$ (*1)	176. 44 CA\$ (*2)	20 クレーム超付加料	114. 84 CA\$/項(*1)	57. 42 CA\$/項(*2)	100 頁超付加料	8. 35 CA\$/頁		優先審査請求料	724. 54 CA\$		3-5 年次	130. 50 CA\$ (*1)	58. 68 CA\$ (*2)	6-10 年次	289. 19 CA\$ (*1)	104. 40 CA\$ (*2)	11-15 年次	362. 27 CA\$ (*1)	130. 50 CA\$ (*2)	16-20 年次	651. 46 CA\$ (*1)	264. 13 CA\$ (*2)
出願料	579. 42 CA\$ (*1)	234. 90 CA\$ (*2)																																	
審査請求料	1, 158. 84 CA\$ (*1)	469. 80 CA\$ (*2)																																	
20 クレーム超付加料	114. 84 CA\$/項(*1)	57. 42 CA\$/項(*2)																																	
登録料	434. 30 CA\$ (*1)	176. 44 CA\$ (*2)																																	
20 クレーム超付加料	114. 84 CA\$/項(*1)	57. 42 CA\$/項(*2)																																	
100 頁超付加料	8. 35 CA\$/頁																																		
優先審査請求料	724. 54 CA\$																																		
3-5 年次	130. 50 CA\$ (*1)	58. 68 CA\$ (*2)																																	
6-10 年次	289. 19 CA\$ (*1)	104. 40 CA\$ (*2)																																	
11-15 年次	362. 27 CA\$ (*1)	130. 50 CA\$ (*2)																																	
16-20 年次	651. 46 CA\$ (*1)	264. 13 CA\$ (*2)																																	
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人の規模の大小の別により料金制度を採っている。料金について、従業員数が 100 人未満の小規模事業体(大学を含む)の出願人は、従業員数が 100 人以上の大規模事業体の約 40% までに割引される。 (特許規則第 44 条)																																	
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。国際調査報告書が、CIPO において作成されている場合には審査料が 75% 減額される。(特許規則の附則 2 第 3 部 項目 10)																																	

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	意匠法 2018年11月5日公布 意匠規則 2024年1月1日公布
	③地理的効力の範囲	カナダ国内のみ
	④他国制度との関係	ハーグ条約締結国、USMCA 加盟国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)(意匠法第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。庁に対して業務を行う者は郵便宛先を提示しなければならない。願書には出願人の名称及び郵便宛先を提示しなければならない。(意匠規則第7条、第16条)
	⑦出願言語	英語、フランス語(意匠規則第10条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	意匠登録日及び公開日の何れか遅い方に始まり、意匠登録日後10年の終了時及び出願の出願日後15年の終了時の何れか遅い方に終了する。(意匠法第10条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物(意匠法第8.2条)
	⑩グレース・リフト	有。出願日(優先日)から12か月以内の、出願を出願した者、その者の前権利者、又は出願における意匠の知識を、出願を出願した者若しくはその前権利者から直接出若しくは間接に入手した者による開示は新規性の判断を左右しない。(意匠法第8.2条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠法第2条の「意匠」又は「工業意匠」の定義(完成品における形状、輪郭、模様若しくは装飾の特徴及びそれら特徴の組合せであつて、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるもの)に合致しないもの。(意匠法第7条(a)) (2) 専ら完成品の実用的機能によって支配される特徴のみからなる意匠。(意匠法第7条(d)) (3) 公序良俗を害する意匠。(意匠法第7条(e))
	⑫実体審査の有無	有。(意匠法第5条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(意匠法第6条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人による請求及び手数料(709CA\$)の納付。(意匠規則第23条, 意匠規則の附則2・第10項)
	⑮部分意匠制度の有無	有。以下の規定がある。(意匠規則第17条) (1) 出願が、完成物品において、視覚に訴え、かつ目によって単独で判断される形状、構成、模様及び装飾の特徴のいくつかにのみ、又は完成物品の一部にかかわるそれらの特徴の一部若しくはすべてにのみ関連することを明確に示す陳述を含む場合は、同出願は、それらの特徴にのみ関連するものとなる。 (2) 出願は、点線又は破線による意匠の表示において示される特徴に関連しないとみなされる。 (3) 出願は、ぼかし又は着色によって意匠の表示において示されている特徴に関連していないとみなされる。
	⑯関連意匠制度の有無	無。(類似意匠は有。意匠法第2条、意匠規則第8.2条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。以下のとおり。 (1) 同一の包括的特性を備え、通常共に販売され又は共に使用されることを意図した多数の物品であつて、その各個には同一の意匠又はその変形が適用されているものは「組物」される。(意匠法第2条) (2) 組物を1つの出願に含めることができる。(意匠規則第20条(1))
⑱意匠分類	33の大分類からなるカナダ独自の分類(Canadian Industrial Design Classification Standard)を使用している。	
⑲出願公開制度の有無	有。登録日又は出願日(優先日)から30か月後に、意匠登録出願に関するすべての書類が公衆の利用に供される。(意匠法第8.3条、意匠規則第32条)	

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
意匠制度	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人による請求及び手数料の納付に応じて、出願日(優先日)から30月間は、意匠登録による公開を遅らせることができる。 (意匠規則第24条)
	㉑異議申立制度の有無	有。登録前の異議申立は受理されるが、行われた措置は開示されない。 (意匠法第11条)
	㉒無効審判制度の有無	無。※行政庁による無効審判はないが、裁判所による以下の規定がある。 (1) 連邦裁判所は、意匠権又は意匠に係わる何らかの権利に関する係争事案に関して審理し、判決を下すことができる。(意匠法第15.2条) (2) 連邦裁判所は、意匠が登録日時点において登録性を有していないものであったことを根拠として、ハーグ登録を無効にする命令を発することができる。(意匠規則第50条(4))
	㉓登録表示義務	無。登録表示がある場合には、侵害訴訟において、登録の不知及び登録を推測し得る合理的事由がない旨の抗弁は適用されない。 (意匠法第17条)
	㉔費用 単位 CA\$ (カナダ・ドル)	[意匠権の登録までに掛かる費用](意匠規則の附則2 / 手数料法) 出願料 567 CA\$(10頁までの図面) 14 CA\$(10頁超の図面の各頁につき) 早期審査請求料 709 CA\$ [意匠権維持に掛かる費用](意匠規則の附則2 / 手数料法) 存続期間更新料 496 CA\$ 2025年1月1日から4.4%値上げされ、2026年1月1日からは、さらに2.7%の値上げが予定されている。
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	最新商標法：2021年6月28日公布 最新商標規則：2024年1月1日公布
	③地理的効力の範囲	カナダ国内のみ
	④他国制度との関連	マドリッド議定書加盟国、USMCA 加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、地理的表示(商標法第12条、第23条～第25条、第11.11条～第11.24条)
	⑥商標の種類	語、個人名、図案、文字、数字、色彩、図形的要素、立体形状、ホログラム、動画、商品包装の形態、音声、香り、味、質感、標識の配置(商標法第2条)
	⑦出願人資格	標章を使用し又は使用を予定している者及び商標を使用する資格のある者(商標法第16条、第30条)
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第16条、第37条(1)(c))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。 願書には登録官が出願人への連絡を可能とする情報を記載しなければならない。(商標法第33条(1)(c))
	⑪出願言語	英語、フランス語(商標法第31条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新できる。(商標法第46条(1))
	⑬グレース・リフト	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 国王陛下の紋章、頂飾又は旗章からなる標章</p> <p>(2) 王室の一員の紋章、頂飾からなる標章</p> <p>(3) 総督閣下の紋章、頂飾からなる標章</p> <p>(4) ある商標の使用に伴う商品又はサービスが、国王、総督若しくは政府の支援、承認又は権威を受けたものであるか、又はそれらに基いて生産され、販売され、若しくは履行されていると信じさせるおそれがある語又は記号からなる標章</p> <p>(5) カナダ又はカナダ国内の州又は自治体が常時採用及び使用する紋章、頂飾又は旗章で、カナダ政府又は関係する州若しくは自治体からの要請で、登録官がその採用及び使用を公示したものからなる標章</p> <p>(6) スイス連邦の旗章を逆にした白地に赤十字の記章であって、1949年の戦争犠牲者の保護に関するジュネーブ条約により、軍隊の医療班の記章及び識別標識として保持され、かつカナダ赤十字で使用しているもの、又は「赤十字」若しくは「ジュネーブ十字」の表現からなる標章</p> <p>(7) 多数の回教国内で第6項に掲げる目的と同一の目的で採用された白地に赤新月の記章からなる標章</p> <p>(8) イラン国内で第6項に掲げる目的と同一の目的で使用される赤のライオン及び太陽又はこれと同様の標識からなる標章</p> <p>(9) ジュネーブ条約法第v附則第66条(4)にいう(オレンジ地に青の正三角形の)民間防衛対策活動の国際的識別標識からなる標章</p> <p>(10) パリ条約又はWTOの加盟国のいかなる領域若しくは都市の旗章又はいかなる国、領域若しくは都市の紋章、頂飾若しくは記章であって、パリ条約第6条の3の規定又はTRIPS協定に従って通知され、かつ登録官が公に通達をした一覧表に掲載されたものからなる標章</p> <p>(11) パリ条約又はWTOの加盟国によって採択された、公の証明用又は監督用の記号又は印章であってパリ条約第6条の3の規定又はTRIPS協定に従って通知され、かつ登録官が公に通達をした一覧表に掲載されたものからなる標章</p> <p>(12) パリ条約又はWTOの加盟国の国旗からなる標章</p>

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
商標制度		<p>(13) 国際政府間機関の紋章、旗章、その他の記章又は略称であつて、パリ条約第6条の3の規定又は TRIPS 協定による義務に従つて通知され、かつ登録官が公に通達をした一覧表に掲載されたものからなる標章</p> <p>(14) 中傷的、猥雑又は非道徳的な何らかの語又は図形からなる標章</p> <p>(15) 現存する個人との関連を偽つて暗示させることがある事項からなる標章</p> <p>(16) 現存する者又は過去30年間以内に死亡した者の肖像又は署名からなる標章</p> <p>(17) 「国際連合」という語、若しくは国際連合の公式の印章又は紋章からなる標章</p> <p>(18) 国防法に規定に則つてカナダ国軍により採用又は使用されるもの、何れかの大学のもの、又は商品又はサービスの公式標章としてカナダ国内の何れかの公的機関により採用又は使用されているもので、登録官が、場合に応じて国王陛下、大学又は公的機関からの請求により、前記の採用又は使用を公示したものからなる標章</p> <p>(19) 紋章の授与に関し総督により行使される女王陛下の大権に基いて授与、記録又は受賞者による使用を許可された紋章であつて、総督の要請により登録官がその授与、記録又は使用を公示したもの、又は「カナダ王立騎馬警察」の名称又は「R. C. M. P.」の略称、その他カナダ王立騎馬警察に関する文字の何らかの組合せ、又はその制服を着た隊員の図形からなる標章 (商標法第9条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。カナダの商標法には周知商標に関する規定はなく、混同するか否かに基づいて判断される。(商標法第6条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(商標法第30条(3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、登録性自体及び他の既存の登録又は係属中の先の商標出願との抵触について審査が行われる。(商標法第37条、商標規則第34条)
	⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第37条、商標規則34)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式審査、登録性及び先行の標章に関する審査を経て、公告される。(商標法第37条(1)、商標規則第34条)
	㉒異議申立制度の有無	有。公告日から2月以内に、何人も異議申立を行なうことができる。(商標法第38条(1)、(2))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(商標法第56条、第57条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。登録日から3年又は継続して3年を超える不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第45条(1)、(3))
	㉕商標分類	ニース分類が採用されている(商標法第30条(3))。従来、国際分類されていなかった登録商標については、更新時に、登録官が商品・役務に関する陳述を求める通知があり、これらの商品・役務はニース分類に従つて分類、補正される。陳述が提出されない場合、登録官は更新を拒絶する。分類に疑義がある場合、登録官が決定し、この決定は上訴できない(商標法第44.1条)。

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
商標制度	②⑥図形要素の分類	有。国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。 (ウィーン協定には未加盟)
	②⑦譲渡要件	無。商標権は営業権を伴って又は分離して譲渡できる。 (商標法第48条(1))
	②⑧費用 単位 CA\$ (カナダ・ドル)	<p>[商標権の登録までに掛かる費用] (商標規則の附則 / 手数料法) 出願料 (基本料) 478.15 CA\$ (電子出願) 623.27 CA\$ (書面出願) (区分追加料) 145.12 CA\$/区分 (電子出願) 145.12 CA\$/区分 (書面出願)</p> <p>[商標権維持に掛かる費用] (商標規則の附則 / 手数料) 存続期間更新料 (基本料) 579.42 CA\$ (電子出願) 724.54 CA\$ (書面出願) (区分追加料) 180.61 CA\$/区分 (電子出願) 180.61 CA\$/区分 (書面出願)</p>
	②⑨料金減免措置の有無	無。